

定 款

一般社団法人日本知的障がい者フットソフトボール連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本知的障がい者フットソフトボール連盟（以下「当連盟」という。）と称し、英文ではJapan Para Intellectually Disabled Foot Softball Assosiation（略称「JPIFSA」）と表示する。

(事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を山口市内に置く。

2 当連盟は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(公告)

第3条 当連盟の公告は、当連盟の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当連盟は、日本の知的障がい者のフットソフトボール競技を統括し、代表する団体としてフットソフトボール競技の普及及び振興を図り、全国障害者スポーツ大会及び当連盟が主催する競技会を通して、障がい者の心身の健全な発達及び社会参加を促進し、自らも社会貢献活動を行い、日本の社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 当連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的障がい者の日本選手権及びその他の競技会の開催、後援
- (2) 知的障がい者のフットソフトボール競技の普及・指導および調査研究
- (3) 知的障がい者の地域団体の発展と相互の連絡融和
- (4) 知的障がい者の競技規則の策定・改廃

- (5) 知的障がい者のフットソフトボール競技技術の向上事業及び指導者養成事業
- (6) 当連盟の選手及び指導者等による社会貢献活動の実施
- (7) 公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録し、その目的・事業に即した事業の実施
- (8) 公益財団法人日本ソフトボール協会に加盟し、その目的・事業に即した事業の実施
- (9) その他、当連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟・遵守義務

(加盟義務)

第6条 日本を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録するとともに公益財団法人日本ソフトボール協会に加盟する。

(順守義務)

第7条 当連盟の会員は、公益財団法人日本パラスポーツ協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに公益財団法人日本ソフトボール協会の諸規程、さらにスポーツ仲裁機構の仲裁関連規則のほか、前記団体の指示、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

第4章 会員及び社員

(会員の種類および社員)

第8条 当連盟は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員：当連盟の目的に賛同しフットソフトボール競技を愛好する個人又は団体で、かつ、知的障がい者のフットソフトボール競技を統括しその普及振興を行う団体又はその団体に所属する個人
- (2) 賛助会員：当連盟の目的に賛同し、支援する個人又は団体で別に定める賛助会員規程により加盟申込みした個人又は団体
- (3) 特別会員：当連盟が依頼した学識経験者

- 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格取得）

第9条 当連盟の会員になろうとする者は、理事会において別に定める登録規定（以下「登録規定」という。）により入会の申込みをし、理事会において、総理事の過半数の承認を得なければならない。

- 2 特別会員は、別に定める基準により理事会において総理事の過半数による議決を受けたうえで、社員総会において承認を得なければならない。

（経費の支払い義務）

第10条 会員（特別会員を除く。）は、当連盟の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員（特別会員を除く。）は、社員総会の定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第11条 会員は、登録規定に従い、当連盟に対し退会届を提出することにより、任意にいつでも当連盟を退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議を得た後、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 当連盟の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当連盟の名誉を著しく傷つけ、又は当連盟の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該理事会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、当該理事会及び当該社員総会に於いて弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第 1 項の規定による理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上をもって行う。
- 4 第 1 項の規定による社員総会の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- 5 前項により除名が決議されたときは、当該会員にその旨を文書により通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 定期に会費を納入せず、当連盟による会費の納入に関する催促が 3 回に達したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(会費、その他の拠出金品の不返還)

第 14 条 当連盟は会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第 15 条 当連盟は、会員の氏名及び名称ならびに住所を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 組織

(組織)

第 16 条 当連盟の組織（社員総会、理事会及び業務執行を担当する役員を除く。）は次のとおりとする。

- (1) 専門委員会
- (2) 審議委員会
- (3) 事務局

2 当連盟に、次に掲げる専門委員会及び審議委員会を置くことができる。各専門委員会及び各審議委員会の規程は、各委員会に於いて別に定め、理事会に報告する。

また、各委員会委員長は、理事会承認のもと会長が任命する。

・専門委員会

- (1) 競技運営委員会
- (2) 医事委員会
- (3) 普及・振興委員会

・審議委員会

- (1) コンプライアンス委員会

第4章 社員総会

(社員総会)

第17条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第18条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1簡とする。

(権限)

第19条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に別に規定するもののほか、下記の当連盟の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 入会の基準および経費・会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事および監事の選任又は解任
- (4) 役員の報酬額及びその規程
- (5) 一般法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金及び重要な財産の財産処分並びに譲受け

- (8) 解散
- (9) 合併及び事業の全部並びに事業の重要な一部の譲渡
- (10) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (11) 理事会に於いて社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第20条第2項第2号又は第21条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第20条 社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催請求があったとき
- (3) 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所に於いて開催する。

(招集)

第21条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、総正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の1週間前までに（書面投票又は電磁投票を認める場合は2週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の招集を請求できる。

(社員以外の者の総会での意見の陳述)

第22条 当連盟の役員並びに各委員会の代表者は、社員総会に出席して、意見を述べることができる。

2 会長は、社員総会に付議する事項に精通した者を社員総会に招聘し、意見を述べさせることができる。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長が行う。

2 会長に事故あるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第24条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第26条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員

を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(社員総会の決議の省略)

第27条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第28条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む。）
 - (4) 審議事項及び決議事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会において出席した正会員の中から議事録署名人2名を選出する。
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人が記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定等)

第30条 当連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上9名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。

- 3 理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当連盟を代表し、その業務を統括する。
- 3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、当連盟の業務を分担執行する。
- 3 常務理事が欠けたとき又は常務理事に事故があるときは、あらかじめ定められた順序によって理事が業務執行を行う。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第30条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会に於いて弁明する機会をあたえなければならない。
- 3 第1項の規定による社員総会の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価として当連盟から受ける財産上の利益として支給することができる。

(責任の一部免除等)

- 第37条 当連盟は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 当連盟は、非業務執行理事との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結

することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当連盟があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第38条 当連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当連盟の業務執行に関する決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び常務理事の選定および解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (2) 多額の借財の決定
- (3) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当連盟の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 定款第37条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- (7) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、4箇月に1回、毎年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、会長に招集の請求があったとき。ただし、理事総数の3分の2以上の賛同で会長が招集する。
- (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (4) 前第2号および第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき

(招集)

第41条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 会長は前条第3項第2号及び同項第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって決定する。

(決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法に同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印又は電子署名しなければならない。

第7章 会計及び事業年度

(事業年度)

第48条 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第49条 当連盟の事業遂行に要する経費は、登録会費【第8条第1項第1号及び第2号の会員の年会費】及び寄付等を持って支弁する。

2 当連盟の経費規程は別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長・常務理事が作成し、理事会の決議を得て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又はは支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終

わるまで据え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第51条 当連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長・常務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- （1） 事業報告
- （2） 事業報告の附属明細書
- （3） 貸借対照表
- （4） 損益計算書（正味財産増減計算書）
- （5） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（長期借入金）

第52条 当連盟が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければならない。

2 当連盟が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

（会計原則）

第53条 当連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行をしん酌しなければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第54条 当連盟は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。剰余金があるときは、次の年度に繰り越すものとする。

2 会員その他の者に対する剰余金の配分をする社員総会の決議は無効とする。

（残余財産の帰属）

第55条 当連盟が、解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法人日本パラスポーツ協会へ贈与するものとする。

第8章 定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することはできない。

(合併等)

第57条 当連盟は、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解 散)

第58条 当連盟は、一般法人法第148条（同条第3号の事由を除く。）の事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 当連盟の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第60条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 社員総会で議決権の行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権行使をした場合の議決権行使書
- (5) 社員総会の議事録（電磁的記録によるものを含む）

- (6) 書面決議等の同意書
 - (7) 理事会の決議を省略した場合の同意書（電磁的記録によるものを含む）
 - (8) 理事会の議事録（電磁的記録によるものを含む）
 - (9) 会計帳簿
 - (10) 計算書類又は附属明細書
 - (11) 監査報告
 - (12) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 情報公開

（情報公開）

第61条 当連盟は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況および運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第11章 附則

（最初の事業年度）

第62条 当連盟の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第63条 当連盟の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 村上 学

設立時理事 森近慎治

設立時理事 三枝啓已

設立時監事 内島宏樹

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第61条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

住 所 山口県山口市吉敷赤田一丁目3番8号

氏 名 三枝啓已

住 所 山口県防府市佐波1丁目4番24号

氏 名 内山之彦

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本知的障がい者フットソフトボール連盟設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年3月 日

設立時社員 三枝啓已 印

設立時社員 内山之彦 印

